

令和7年2月14日

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。是非ご活用下さい。

1. 【新事業進出補助金】（経産省）P4 ～新規事業への挑戦を支援～

これまで事業で培ってきた技術やノウハウを活かして、新たな事業に挑戦される場合、建物の建設費や機械の導入費など、新事業立ちあげに要する経費を 1/2 補助します。

補助上限額は、従業員数ごとに異なり、賃上げを行った場合、上乘せとなります。

- ・従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円)
- ・従業員数 21 人～50 人 4,000 万円 (5,000 万円)
- ・従業員数 50 人～100 人 5,500 万円 (7,000 万円)
- ・従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円)

公募の詳細は現在調整中で、3 月末までには詳細が発表される予定です。

2. 【中小企業省力化投資補助金（カタログ型）】（経産省）P5

～「カタログ方式」の簡易な申請手続きで、人手不足解消に効果のある投資を支援～

自動清掃ロボット、自動配膳ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、測量機、無人搬送車など、カタログに掲載された業界ごとの汎用製品の導入を 1/2 補助します。カタログは補助金HP (https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/) から確認いただけます。掲載製品は、随時追加予定で、前回案内時から多数追加されています。

補助上限額は、従業員数ごとに異なり、賃上げを行った場合、上乘せとなります。

- ・従業員数 5 名以下 200 万円 (300 万円)
- ・従業員数 6～20 名 500 万円 (750 万円)
- ・従業員数 21 名以上 1,000 万円 (1,500 万円)

申請は随時受け付けております。

3. 【中小企業省力化投資補助金（一般型）】（経産省）P6

～現場に即したオーダーメイド型の設備導入で、人手不足解消を目指す取組を支援～

工程の効率化を目指すため、現場の事情に応じて構築した設備・システムを導入する際、1/3～2/3 を補助します（従業員の数に応じて上限 750 万円～1 億円）。

例えば、製造業の現場で、最新の AI 技術とカメラを組み合わせた自動検査装置を導入する際や、通販事業の現場で、倉庫管理・自動梱包システムをオーダーメイドで開発する際などにご利用いただけます。

こちらは3月中旬ごろ公募開始予定となっています。

4. 【M&A 支援税制】（経産省）P7 ～M&A に要した費用の損金算入～

中小企業・中堅企業による M&A を支援するため、準備金制度を拡充。従来制度では、中小企業が M&A を行う際、そのために要した費用の 70%を、その年の損金に算入でき、5 年間の据え置き期間の後、その額の 1/5 ずつ 5 年間にわたり益金に参入するという仕組みでした（中堅企業は対象外）。これを拡充し、1 回目の M&A から 5 年以内に 2 回目の M&A を実施する場合は、要した額の 90%を損金算入でき、10 年間の据置とし、さらに、3 回目以降の M&A を実施する場合は 100%を損金算入できる仕組みとしました。 中堅企業は 1 回目の M&A は対象になりませんが、2 回目以降の M&A は対象となります。

5. 【ものづくり補助金】（経産省）P8

～新しい製品・サービス開発を行い、付加価値を生み出す取組を支援～

革新的な新製品・新サービスの開発により高付加価値化を目指すため、新たな設備・システムを導入する際 1/3～2/3 を補助（従業員数に応じて上限 750 万円～2500 万円）。

公募の詳細は 3 月末までに公表予定となっています。

なお、これまで、補助金を受給して 5 年以内に利益が出た場合、一部収益を国に返還する仕組みがありましたが、今回からこの収益納付はなくなり利用しやすくなっています。

6. 【IT 導入補助金】（経産省）P9 ～ビジネスにおける IT ツールの導入を支援～

「勤怠管理ツール」や「会計・受発注・決済ツール」、「セキュリティソフト」など、ビジネスにおける IT ソフトを導入する際、1/2 を支援。また、インボイス対応のため会計・決済ツールとともに PC やタブレット、レジ・券売機を導入する場合、ハードツールも補助対象となります。 公募の詳細は 3 月末までに公表予定となっています。

7. 【小規模事業者持続化補助金】（経産省）P10 ～小規模事業者による販路開拓を支援～

小規模事業者の方が、新たな販路を開拓するため、新商品を開発したり、サービスを PR するためのリーフレットを作成したりする経費等を 2/3（上限 50 万円）補助。 公募の詳細は 3 月末までに公表予定となっています。

8. 【「さいコイン」と「たまポン」】（さいたま市）P11 ～さいたま市のデジタル地域通貨～

ペイペイのように、スマホを使って決済できるデジタル地域通貨です（現在アプリのダウンロード数は 12 万人、加盟店舗数は約 2000 店舗）。

店頭で利用できるようにしたい事業者の方はこちらからお申込みください。

<https://www.home.saitama-tsunagu.com/partner/>

令和7年2月14日

何かございましたらお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。迅速に対応させていただきます。

【お問合せ先】

浦和区の方 (担当：相馬 090-1218-3091、尾崎 080-5378-9403)

緑区の方 (担当：石井 080-5505-1911)

見沼区の方 (担当：舟本 080-6888-2962)

岩槻区の方 (担当：相馬 090-1218-3091)

その他の地域の方 (担当：二宮 090-8313-0955)

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

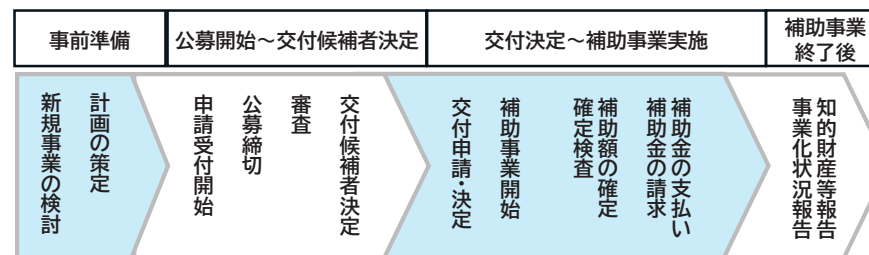
検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 収益納付は求めません。 • 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



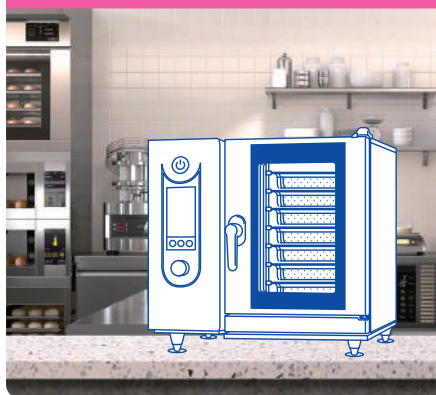
iGrants
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

例えば、小売業 × 清掃ロボット



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン



中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

補助率 **1/2**

随時申請受付中!



例えば、飲食サービス業 × 券売機



例えば、製造業 × 無人搬送車

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。



Be a Great Small.
中小機構

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中!

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車 (AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオーブン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高精装置
- ▶ 印刷用インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質識別機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ 印刷紙面検査装置
- ▶ 鋳物用自動バリ取り装置
- ▶ 自動調色システム
- ▶ 蛍光X線膜厚測定器
- ▶ 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、置き換えであっても交付申請可能です。

● 補助率と補助上限額

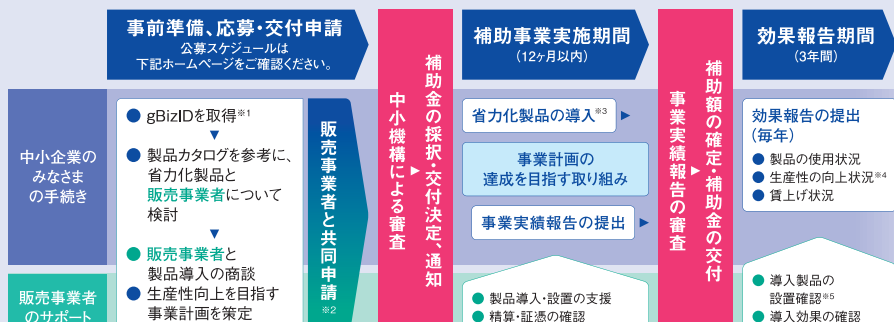
従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて[招待(イビビテーション)]いただいた後、専用フォームからの申請が可能です。※3. 購入した製品の売却や転売、廃棄などには制限が課せられ、残存価値相当額などを返納いただく必要があります。※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)

※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直しください。

省力化製品に関わる
工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して
個別の現場や事業内容等に合わせた
設備導入・システム構築等の
多様な省力化投資を支援します！

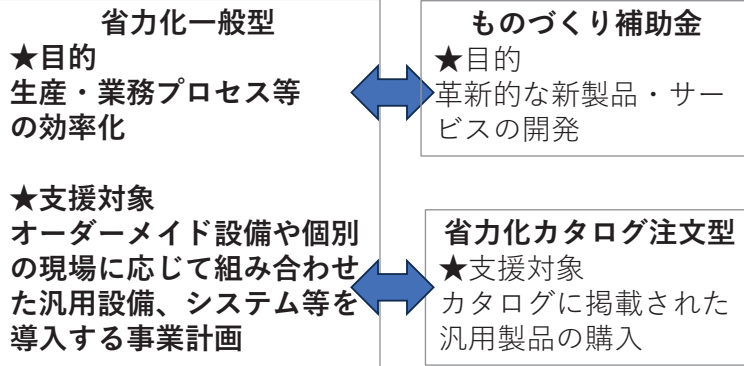


補助上限額
最大1億円

補助率
1/3～2/3

一般型

カタログ注文型やものづくり補助金との違いは？



活用イメージ

たとえば、通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

たとえば、自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入



事業概要

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加
- ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。
- ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

要件	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化
補助上限	750万円～8,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
その他	収益納付は求めません。

大幅賃上げ特例

補助上限額を250～2,000万円上乘せ

- (1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
 - (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金引き上げ特例

補助率を2/3に引き上げ

指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模・再生事業者は除きます。
※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

事業の流れ



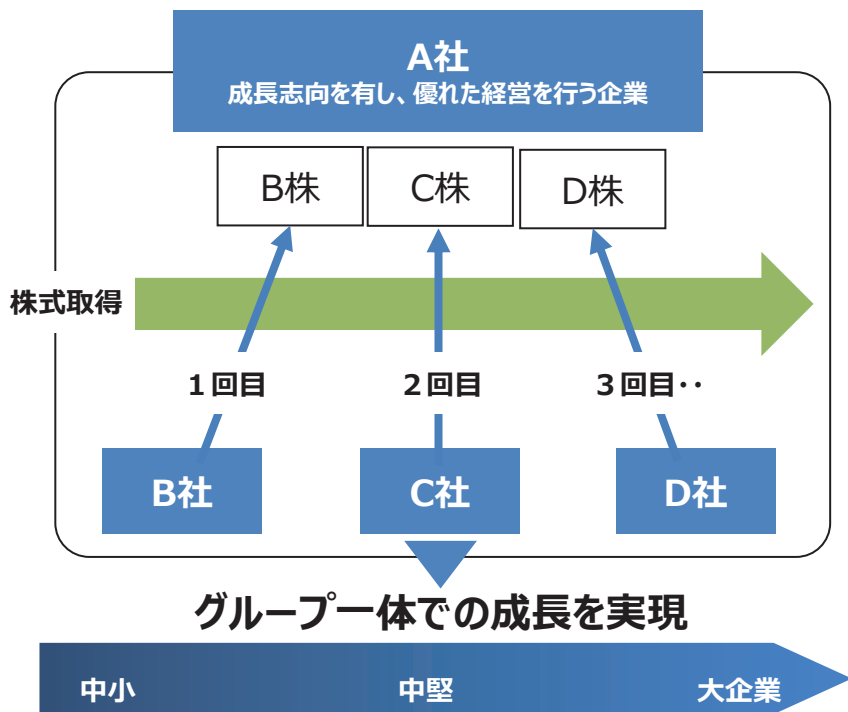
お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-099-660
IP電話等からのお問い合わせ：03-4335-7595
受付時間：9：30～17：30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）

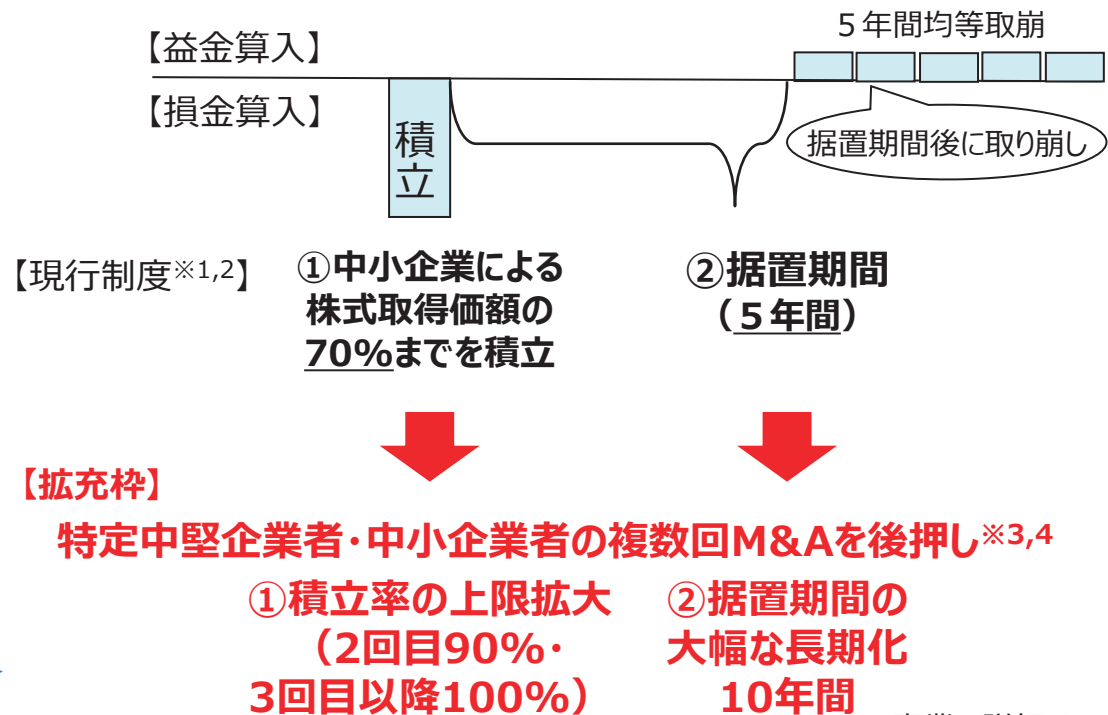
経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

● 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠)



特定中堅企業者・中小企業者の複数回M&Aを後押し※3,4

- ① 積立率の上限拡大 (2回目90%・3回目以降100%)
- ② 据置期間の大幅な長期化 10年間

事業の詳細はこちら
(経済産業省HP)



※1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
 ※2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
 ※3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
 ※4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。



令和6年度補正予算
ものづくり 商業 サービス 生産性 向上 促進 **補助金**

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
 新製品・新サービスの開発に必要な
 設備投資等を支援します！

補助上限額
 最大4,000万円

補助率
 1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
 製品・サービス開発の取組を支援

グローバル枠
 海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
 最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば・・・
 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額
 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件
 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
 給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
 の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。
 ※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
 ※最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
 ※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。
 最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。
 ※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
 ※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
 補助金事務局の決定後、掲載します。

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能! 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール (ソフトウェア、サービス) の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

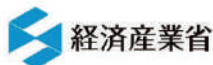
インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者 (大企業を含む) が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



Be a Great Small.
中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑



<活用イメージ・補助率等> (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/ 類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費 (保守サポートやマニュアル作成等の費用 に加えて、IT活用の定着を促す導入後の"活用支援"も対象化)		クラウド 利用料 (最大2年分)		サイバーセキュリティ お助け隊 サービス利用料 (最大2年分) (※1)
補助 額	・ITツールの 業務プロセスが 1~3つまで: 5万円~150万円 ・4つ以上: 150万円 ~450万円	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費: 200万円	ITツール: 1機能: ~50万円 2機能以上: ~350万円 PC・タブレット等: ~10万円 レジ・券売機等: ~20万円	~350万円	5万円 ~150万円
補助 率	中小企業: 1/2 最低賃金近傍の 事業者(※2): 2/3	(a)インボイス枠対象経費: 同右 (b)・(c): 2/3	~50万円以下: 3/4 (小規模事業者): 4/5 50万円~350万円: 2/3 ハードウェア購入費: 1/2	大企業: 1/2 中小企業: 2/3	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出勤してから現場移動、帰社してから退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

- 準備が整い次第、速やかに公募を開始する予定です。
- ※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4)

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

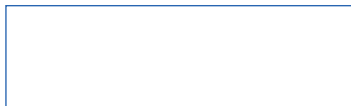
補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎ 限度額：2,000万円

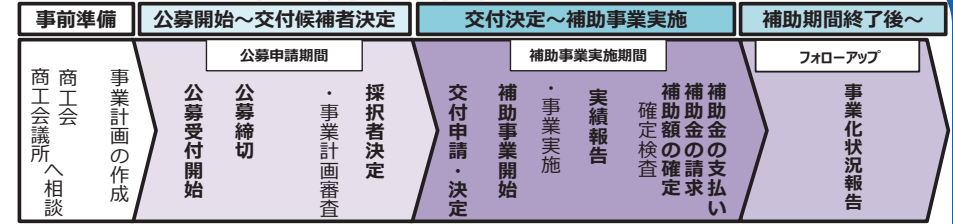
※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3 (賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3 / 4)
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。



さいたま市デジタル地域通貨 「さいコイン」「たまポン」 加盟店募集のご案内

2024年7月31日にスタートした デジタル地域通貨「さいコイン」「たまポン」
地域の多くの皆様へ加盟店としてご参加していただく事で、「実現できること」は無量大!



さいコイン

さいたま市内の加盟店で
使える電子マネー
※加盟店全店で利用可能。



たまポン

「さいコイン」のチャージ等で
もらえるポイント
※一部店舗を除く加盟店で利用可能。

さいたま市みんなのアプリ **9万**ダウンロード **1,700**店舗 加盟店 増加中

2024年12月末時点

さらに利用者&利用額を増やすための施策実施中

- 初回1万円以上チャージで**2,000ポイント進呈** ※総額4億円(予算到達で終了)
- チャージするたびに、チャージ額の**3%ポイント進呈**
- **パパママ応援ギフト**(さいたま市給付金)を**デジタル地域通貨で支給**開始
- 地域イベントや各商店街での**ポイント還元などキャンペーン実施**(予定)

市内の事業者様には加盟店になるメリットがたくさん!

- **今なら無料**でアプリ利用者へ**お知らせ・クーポン発信**が可能
- 売上精算は**毎月2回**。システムでの自動対応なので、面倒な作業は不要
- 決済手数料は**1.8%(税別)**
- 専用端末は不要。QRコード台紙を店頭を設置するだけ。販促ツールも提供

この事業は“地域のお金が地域(加盟店)で消費される”地産地消により、地域経済の活性化に貢献していき取り組みです。

多くの加盟店さまのご協力により、さいたま市と、そこに暮らす人々をさらに元気にしていきます!

パパ・ママ応援ショップ協賛店募集!

皆さまのお店でも、子育て家庭を
応援していただけませんか?

協賛店に
なると

- ☆埼玉県公式LINEでお店をPRできます!
- ☆お店の情報を協賛店検索サイトへ掲載します!
- ☆無料で「協賛ポスター・ステッカー・画像」を提供いたします!



さいたま市 デジタル地域通貨 加盟店登録専用コールセンター

お申し込み
お問い合わせ

TEL:0570-051-789

営業時間

10:00~18:00【平日営業】

※営業日・時間は変更になる場合があります。

公式サイト: <https://www.home.saitama-tsunagu.com>

事業の詳細は公式サイトをご覧ください



加盟店申込

お申し込み (WEBフォーム) <https://www.home.saitama-tsunagu.com/partner/>



加盟店規約 <https://www.home.saitama-tsunagu.com/terms/>

※加盟店規約に同意がないと本事業に参加いただけませんので内容をご確認の上お申し込みください。

加盟店参加資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望するさいたま市内の店舗(事業所)とし、次に掲げるものが営業するものを除く。

- (1)市外店舗等
(市外の店舗及び移動販売など営業場所が固定されておらず、主たる営業所が市外である場合をいう)
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの
- (3)さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に掲げる暴力団又は第2条第2号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (4)公営賭博の営業(支払い)に関わるもの
- (5)特定の宗教または政治団体と関わるもの
- (6)公序良俗に反するもの
- (7)運営団体が不適当と認めるもの

責務等に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1)利用者が地域通貨を持参したときは、地域通貨額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2)加盟店であることが明確になるよう、ステッカー、QRコード、ポスターを使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3)店舗専用のQRコードを読み取るように案内をし、読み取り後、購入金額を入力するように案内を行うこと。
支払い完了画面はしっかり確認すること。
- (4)偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。
また、その旨「株式会社つなぐ」にも報告すること。
- (5)チャージした地域通貨での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (6)運営団体が行う調査へ協力すること。
- (7)本事業加盟店規約を遵守するとともに、運営団体からの指示に従うこと。
- (8)本事業の運営に協力すること。

※加盟店規約全文を公式サイトにてご確認ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

事業概要

本事業はさいたま商工会議所をはじめとした地元経済団体や企業等およびさいたま市が出資して設立した地域商社「株式会社つなぐ」が運営します。

事業名:さいたま市デジタル地域通貨「さいコイン」・「たまポン」発行事業
運営団体:株式会社つなぐ さいたま市浦和区

- 「さいコイン」発行事業者:イオンフィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区
- 「たまポン」発行団体:株式会社つなぐ さいたま市浦和区
- 注意事項

・「さいコイン」・「たまポン」はデジタル版のみの発行です
・売上金の振込口座は原則、①埼玉りそな銀行 ②武蔵野銀行 ③埼玉縣信用金庫 ④イオン銀行のいずれかの登録が必要です



さいたま市みんなのアプリ
キャンペーン

使わないと
もったいない!

最大 **33%**



たまポン(1ポイント=1円相当)で進呈

さいたま市「重点支援地方交付金活用事業」

さいコインでのお支払いで

総額 **10億円分**

決済額の **30%分** たまポン還元

実施期間 2025年2月7日(金)~4月24日(木)
※本キャンペーンの還元ポイント(たまポン)の利用期限は2025年5月31日(土)まで

還元上限 一人あたり30,000ポイント
※支払い1回あたりの還元上限はございません。

※予算上限に達し次第終了となります。 ※還元分の「たまポン」は、翌曜日までにまとめて付与されます。 ※一部を除く市区役所窓口等での支払い(※還元対象外です。 ※本事業の還元ポイント有効期限は、チャージや他のキャンペーンで獲得したポイントの有効期限とは異なります。他で獲得した「たまポン」の有効期限には影響いたしません。

チャージするたびに

最大 **3%分** たまポン付与

※現金チャージの場合は2%

各種チャージで 2025年3月31日(月)まで

最大 **4,000** たまポン付与

初回1万円以上の現金チャージで2,000ポイント付与
現金以外のチャージで2,000ポイント付与
※銀行口座・クレジットカード

【さいコイン・たまポンについて】「さいコイン」「たまポン」が使用できる店舗(=加盟店)については「さいたま市みんなのアプリ」もしくは公式サイトをご確認ください。「さいコイン」は加盟店全店で使用可能、「たまポン」は一部店舗をのぞく加盟店で使用可能です。「さいコイン」「たまポン」で一部お取引できない商品・サービスがございます。「さいコイン」のチャージ金額は1回につき1,000円から上限49,000円となります。(1,000円単位)

【チャージによるポイント付与】令和6年度中は、指定の銀行口座・クレジットカードによるチャージは3%分、現金チャージは2%分のポイントがもらえます(ポイントは翌日までに反映されます)。ポイント「たまポン」には有効期限がございます(最終付与・利用から180日間)。ポイント還元は、令和7年3月31日(月)までのチャージが対象ですが、令和7年度以降の最新情報は、公式サイトをご確認ください。【銀行口座・クレジットカードでのチャージキャンペーンについて】指定の銀行口座・クレジットカードで1万円以上を初めてチャージした際に、2,000ポイント(2,000円相当)がもらえます。2回目以降は対象外です(ポイントは翌日までに反映されます)。ポイント「たまポン」には有効期限がございます(最終付与・利用から180日間)。

【現金でのチャージキャンペーンについて】指定のATMで1万円以上を初めてチャージした際に、2,000ポイント(2,000円相当)がもらえます。2回目以降は対象外です(ポイントは翌日までに反映されます)。ポイント「たまポン」には有効期限がございます(最終付与・利用から180日間)。
※1回で1万円以上のチャージが対象となり、複数回のチャージで合計金額が1万円以上となる場合は対象外です。キャンペーンは事業予算上限に達し次第、事前予告なく終了する可能性があります。キャンペーンの実施日程や内容は予告変更・中止させていただく場合がございます。詳細は公式サイトをご確認ください。



「さいコイン」のチャージにはマイナンバーカード認証が必要です。

アプリダウンロードはコチラ! >>>



さいたま市PRキャラクター つなぐのイラスト

さいたま市みんなのアプリとは?

市内在住の方はもちろん、市外の方も使える!



キャッシュレスで楽々決済
市内の加盟店で使える
デジタル地域通貨機能



日々の暮らしをスマートに
行政・民間のさまざまなサービスをもたえた機能



さいたまを熱くする!
アプリを使えばお店が元気に、みんなの暮らしがスマートに!
さらに住みやすい街になることで、さいたま愛が深まります

「さいたま市みんなのアプリ」決済までの3STEP

1 アプリをダウンロード / アカウント登録 >>> 完了! ※マイナンバーカードの認証が必要なサービスもございます



2 セキュリティ設定 ~ 3つのセキュリティで安心・安全 ~

メール認証
※Apple, Googleアカウントで登録の方は認証不要
①メニュー画面から「セキュリティ」をタップ
②メールアドレスで登録した方はメールアドレスをタップ
→確認画面のOKをタップ
※登録のメールアドレスに確認メールが送信されます

SMS認証
①SMS認証をタップ
②「2段階認証を有効にする」をタップして、画面の表記に従い、携帯電話番号を登録
③再度「2段階認証設定を有効にする」をタップし、SMSで受信した6桁の認証コードを入力

マイナンバーカード認証
①認証設定画面の「マイナンバーカード認証」をタップ
※App Store, Google Play に自動的に移行されます
②外部アプリ「電子認証マイナンバー」をインストールし開く

マイナンバーカード認証は簡単・安心・安全

【マイナンバーカードを使うことで基本4情報の入力を省略でき、入力ミスの防止となります】
①アプリ側でマイナンバーの取得・利用はいたしません
②マイナンバーカードから取得する情報は氏名、住所、生年月日、性別のみです
③本人確認作業は2~3分程度で完了します

3 さいコインをチャージ ~ チャージは選べる3種類! ~

現金でチャージ
セブン銀行ATMでのチャージ方法は下記QRコードからご確認ください。



銀行口座からチャージ
①「新しい金融機関口座を登録する」をタップし、利用する銀行を選択
②銀行の取引規定を確認して「同意する」にチェック、「次へ」をタップ
③選択した銀行のWebサイトに移行
④さいコインへのチャージ金額を入力後、「申込」をタップし、ワンタイムパスコード認証画面へ移行

クレジットカードからチャージ
①チャージ金額を入力後、お支払いで利用するカード情報を入力して「OK」をタップ
②チャージ金額の確認画面が表示されるので金額に間違いがなければ「実行」をタップ

「さいコイン」・「たまポン」でお支払い
「さいコイン」・「たまポン」加盟店で

店頭QRコードを読み取り ▶ 支払い金額を入力するだけかんたん決済!



※「さいコイン」「たまポン」が使用できる店舗(=加盟店)については「さいたま市みんなのアプリ」もしくは公式サイトをご確認ください。
※「さいコイン」は加盟店全店で使用可能、「たまポン」は一部店舗をのぞく加盟店で使用可能です。
※「さいコイン」「たまポン」で一部お取引できない商品・サービスがございます。
※「さいコイン」のチャージ金額は1回につき1,000円から上限49,000円となります(1,000円単位)。
※ポイント「たまポン」には有効期限がございます(最終付与・利用から180日間)。
※還元キャンペーンのポイントはチャージや他のキャンペーンで獲得したポイントの有効期限とは異なります。他で獲得した「たまポン」の有効期限には影響いたしません。
※アプリのインストールやご利用にインターネット環境が必要となります。通信費用はお客さまのご負担となります。 ※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

還元キャンペーンお問い合わせ先
0120-037-303



その他のお問い合わせ先
0570-037-279



運営会社 株式会社つなぐ 受付時間 9:30~19:00 ※営業日・時間は変更になる場合がございます。